

雇用保険受給者の皆さんへ

雇用保険の失業等給付は、受給者の皆さんの申告に基づき支給を行っています。

このため、受給にかかる申告は、正しく行っていただく必要があります。

いつわりの申告などにより、支給を受けたり、受けようとしたときは、不正受給となりますので、ご注意ください。

こんなときは、必ず申告することが必要です。

- 1 就職したとき（研修・試用期間等を含みます。）
 - 2 臨時又は日雇で就労したとき
 - 3 アルバイト・パートタイマーとして働いたとき
 - 4 内職やボランティア活動等、手伝いをしたとき
 - 5 自営を開始するとき、又は開始したとき（準備も含みます。）
 - 6 会社などの役員に就任したとき
- ※ 就労した日については、「基本手当」は支給されませんが、基本手当日額の3割に相当する「就業手当」が支給される場合があります。
詳しくは、窓口でおたずねください。

働いていることなどを申告しなかった場合は必ず発見されます。

就労したり、手伝いなどで収入を得た場合に、

「見つからなければ・・・」、「1日ぐらだから・・・」、「臨時だから・・・」

「嘱託・委託だから・・・」、「アルバイトだから・・・」、「試用期間中だから・・・」

「ちょっと手伝いをしただけだから・・・」、「働いてもお金をもらっていないから・・・」

などの理由で申告をされていない事例がみられます。

働いていることなどを申告しなかった場合は、ハローワークのコンピュータシステムや事業所調査、投書や電話などによる通報などで、必ず発見されます。

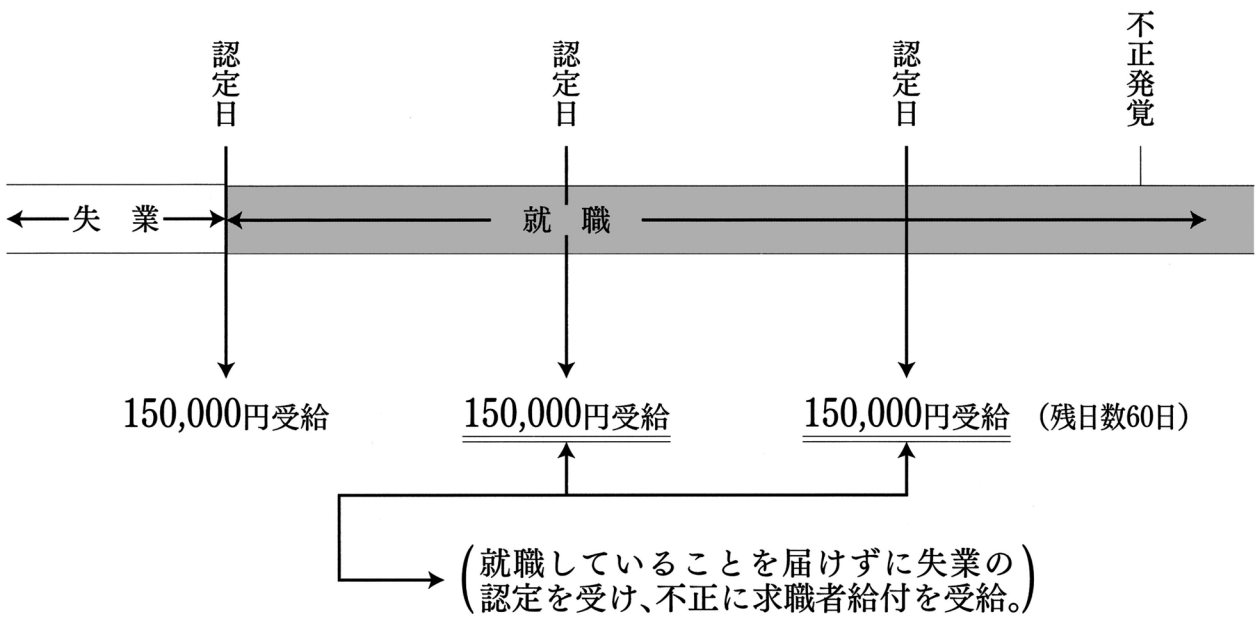
申告についてわからないことがありましたら、必ず窓口でおたずねください。

申告をしなかったことが発覚したときには、行政処分が行われます。

内容により以下の処分が命じられることがあります。

- 1 不正の行為により支給を受けた金額の全額の返還（返還命令処分）
 - 2 1に加えて、不正の行為により支給を受けた金額の最大2倍の額の納付（納付命令処分）
 - 3 給付日数に残りがあった場合、その支給の停止（支給停止処分）
- ※ 返還金と納付金には延滞金がかかります。

(例)



- 1 返還命令金額→300,000円
 - 2 納付命令金額→600,000円
 - 3 支給停止処分→残りの給付日数60日分については、以後支給されない。
- 合計 900,000円の返還



失業の認定を受けるときは、正しく申告してください。

福岡労働局・ハローワーク (公共職業安定所)